

株主各位

第4回定期株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項 (交付書面非記載事項)

事業報告

- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 計算書類に係る会計監査報告

株式会社くふうカンパニーホールディングス

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

事業報告

1. 会社の現況

(1) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

- ① 名称 誠栄有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます。）は、個人の生活に直接的に関わる領域において、各種サービスの提供を行っております。そのため、社会から高い信頼性が求められ、その信頼性が当社グループの企業価値に直接的に影響するものと認識しております。この信頼性を維持・向上させるため、当社は、以下の方法により当社グループの企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます。）の遵守を含む、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備します。

① 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、指名委員会等設置会社として、社外取締役との積極的な連携を通じ、取締役会による経営監督及び監査委員会による監査活動等を行います。

ロ. 当社は、必要に応じて当社の執行役及び使用人に対して啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループのコンプライアンス体制の強化を図ります。

ハ. 当社は、当社グループにおける法令等への違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図るため、内部通報規程を制定し、内部通報窓口を設置します。

ニ. 当社は、内部監査担当者を選任し、定期的に当社グループの内部監査を実施します。内部監査の結果は速やかに代表執行役及び監査委員会に報告し、必要に応じて是正活動を行うことで、内部統制システムの継続的な向上を図ります。

ホ. 監査委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、執行役及び使用人の職務の執行を監査します。また、監査委員会は、内部監査担当者に対して、監査機能上の指揮命令を行えるものとし、内部監査結果報告を受けるとともに、内部監査実施に関する指示を行い、以下に掲げる事項につき承認をします。

(a) 内部監査方針及び内部監査計画

(b) 内部監査部門長の選解任

(c) その他内部監査活動について監査委員会が重要と判断する事項

ヘ. 当社は、当社の執行役及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則その他の社内規程に基づき、適正に処分を行います。

ト. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

チ. 当社は、当社グループが反社会的勢力に対して厳正に対応し、反社会的勢力との関わりを排除するため、反社会的勢力対応規程を定めるとともに、取引先については当該規程に基づき反社会的勢力に該当しないとの確認を行います。

リ. コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社におけるコンプライアンス・リスクに関する事項は執行役会に報告されます。執行役会は、報告を受けた事項につき関係部門に調査・対応策策定等を指示するとともに、その報告を求めます。また、執行役会は、その内容を取締役会に報告するとともに、再発防止策の策定等を行います。

② 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、指名委員会等設置会社を採用し、業務執行の決定に関する権限を大幅に執行役に委任することで、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化及び意思決定の迅速化を図るほか、執行役会規程や組織運営規程に基づく職務権限及び意思決定ルールの整備等により、執行役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備します。

ロ. 当社は、定期的に執行役会を開催し、執行役会規程に基づき、業務執行上の意思決定を行います。

ハ. 各執行役は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会または執行役会から委任を受けた範囲内で職務を行うほか、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を定めた組織運営規程に基づき日常的な意思決定を行います。

③ 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、執行役の職務の執行にかかる文書その他の情報について、文書管理規程を制定し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

ロ. 当社は、執行役会規程及び文書管理規程において、執行役会議事録及び稟議書をはじめとする執行役の職務の執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図ります。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 個人の生活に直接的に関わる領域において事業展開する会社として、ユーザーからの信頼を獲得・維持することをリスク管理における最重要課題としております。

ロ. 取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。

ハ. 当社は、情報セキュリティ基本規程に基づき、当社グループにおける情報セキュリティ体制を確立・強化します。

ニ. 当社は、個人情報保護規程に基づき、当社グループにおける個人情報保護体制を確立・強化します。

ホ. 当社は、当社グループの企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表執行役を中心に危機への対応とその速やかな收拾に向けた活動を行います。

ヘ. 監査委員会は、リスク管理体制の実効性について監査します。
ト. 当社では、取締役会が、取締役会規程その他の社内規程に基づき定期的に当社グループの取締役、執行役及び使用人からリスク・コンプライアンスに関する報告を受けるとともに、重要な事項につき審議を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社と各子会社との間の協定（以下「グループ事業者間協定」といいます。）により、子会社から定期的な財務報告を受けるとともに、重要な意思決定に関する事項については事前承認事項または報告事項とすることで、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ事業者間協定により、各子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(a) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループの適正かつ効率的な経営に資するため、グループ事業会社支援規程を制定します。

(b) 当社は、子会社に対し、その事業内容や規模等に応じて、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制の構築を求めます。

(c) 当社は、子会社に役員等を派遣するほか、必要に応じて子会社に対して間接業務を提供することにより、効率的な業務執行の体制を構築します。

(d) 当社は、各子会社の中期経営計画を承認し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の取締役等及び使用人が適法かつ公正な事業活動を行う体制を構築します。

(b) 当社は、必要に応じて子会社の取締役等及び使用人に対して啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、子会社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

- (c) 当社は、子会社における法令等への違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及び是正を図るため、子会社の取締役等及び使用人が内部通報をするための窓口を設置します。
 - (d) 当社は、子会社に役員等を派遣し、業務執行の状況を把握するとともに、当社による内部監査を実施することにより、子会社の業務の適正を確保します。
- ⑥ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会は、必要と判断した場合には、監査委員会の業務を補助すべき取締役及び使用人を選任します。
- ⑦ 前項の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する当該職務に関する指揮命令権は、監査委員会に委譲されるものとし、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従います。また、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査委員会または監査委員会の選任する監査委員の承認を得ます。
- ⑧ 当社の監査委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役（監査委員である取締役を除く。）及び執行役は、監査委員会規程に基づき、その職務の執行状況について、監査委員会の求めに応じて報告を行います。執行役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに監査委員に当該事実を報告します。
 - ロ. 当社は、内部通報規程に基づき、取締役、執行役及び使用人、子会社の取締役等及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者が、当社グループにおける組織的または個人的な法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為を認識したときに当該行為を通報するための内部通報制度を設けており、内部通報の対象となった行為の調査の結果は監査委員会に報告することとしております。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査委員会への報告を行った当社の取締役、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に定め、当社の取締役、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。

⑩ 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を当社に請求したときは、その費用等が監査委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

⑪ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めます。

ロ．監査委員会は、内部監査計画について承認するとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を指示します。また、監査委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。

ハ．監査委員会は、定期的に情報交換を行うなど会計監査との連携を密に行い、会計に関する監査を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、執行役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

- ・内部通報規程に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しております。
- ・コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、全従業員に対して、定期的に社内研修等を通じてコンプライアンスに関する教育を実施しております。
- ・内部監査規程に基づき、内部監査を通じて法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

② リスク管理体制の強化

- ・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しております。
- ・執行役会は予見されるリスクの洗い出し、評価の実施、対応策の策定を行っております。
- ・内部監査規程に基づき、内部監査を通じて業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保

- ・当社は、各事業会社の運営上必要な管理業務機能を集約しており、各事業会社に対して経営支援契約に基づき経営支援を行っております。また、必要に応じて各事業会社への当社役職員の派遣、各事業会社からの定期的な情報収集や領域会議の開催、執行役会での情報共有等を通じて、グループ全体と各事業会社の意思疎通の強化を図るとともに、グループ事業会社運営方針に則った内部管理体制整備、内部統制機能の強化を推進しております。

④ 監査委員の監査体制

- ・監査委員会は、監査委員 4名全員を社外から選任しており、当社の監査委員会規程及び各種法令等に基づき執行役及び取締役の職務の執行の監査等を行っております。監査委員は、内部監査担当者と連携のうえ、重要な会議への出席、執行役、取締役及び使用人等からの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧等を行い、当社及び主要な子会社において業務及び財産の状況の調査を行うこと等により、執行役及び取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。また、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査の実効性を高めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	30	8,635	2,047	△32	10,680
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,347		△2,347
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
連結子会社の増資による持分の増減		△14			△14
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△14	△2,347	0	△2,361
当連結会計年度末残高	30	8,620	△299	△32	8,318

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	30	3	34	3	1,451	12,169
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△2,347
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
連結子会社の増資による持分の増減						△14
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△354	3	△350	△1	179	△172
当連結会計年度変動額合計	△354	3	△350	△1	179	△2,533
当連結会計年度末残高	△323	7	△316	2	1,631	9,635

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	16社
・主要な連結子会社の名称	株式会社くふうカンパニー 株式会社くふう住まいコンサルティング 株式会社アールプラスDM 株式会社くふう住まい 株式会社くふうウェディング 株式会社キッズスター 株式会社Seven Signatures International 株式会社くふうしづおか 株式会社ゴールドエッグス 株式会社くふうキャピタル その他 6 社

② 子会社に含めない会社の名称等

- ・子会社に含めない会社の名称 株式会社マンバ
- ・子会社としなかった理由

当社が投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社CLAN
- ・持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、株式会社TIG及びヤッターホールディングス株式会社の株式を取得したため、KIDS STAR Vietnam Co., Ltd.を設立したため、連結の範囲に含めております。また、連結子会社でありました株式会社RETRIP及び株式会社ロコガイドは株式会社くふうAIスタジオとの吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSeven Signatures International, a Hawaii Corporation及び株式会社キッズスターは決算日が12月末日、株式会社ゴールドエッグスは11月末日、株式会社TIGは4月末日、ヤッターホールディングス株式会社は2月末日であります。

連結計算書類の作成に当たって、Seven Signatures International, a Hawaii Corporation及び株式会社キッズスターは連結決算日現在、株式会社ゴールドエッグス及びヤッターホールディングス株式会社は8月末日現在、株式会社TIGは7月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

ロ. 備用資産

- ・商品

個別法または先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

最終仕入原価法を採用しております。

- ・仕掛品

- ・販売用不動産

- ・貯蔵品

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～33年

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）

2年～5年（社内における利用可能期間）

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

3年間にわたり均等償却しております。

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

連結子会社において、投稿促進等を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

連結子会社において、過年度に発生した決算の訂正に伴い、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

連結子会社において、当該連結子会社の定める規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ. ポイント引当金

ハ. 訂正関連費用引当金

二. 株式給付引当金

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループが毎日の暮らし事業で提供するチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」、オンライン家計簿サービス「Zaim」、ライフイベント事業で提供するウェディング総合情報メディア「みんなのウェディング」、投資・インキュベーション事業で提供する子ども向け社会体験アプリ「ごっこランド」等のメディアやSaaSサービスについては、顧客に対して契約期間にわたってサービス提供をする義務があり、時の経過につれて充足されることから、サービス提供期間にわたって均等に収益を認識しております。また、ライフイベント事業で提供する住生活全般に関わる事業者に向けた住まいFC事業、消費者向けサービスである住まい相談事業、結婚式プロデュース事業、投資・インキュベーション事業で提供する富裕層向けコンサルティングサービス等の商品の提供や役務提供を行う専門サービスについては、顧客に対して商品の引き渡しや役務提供の義務があり、商品を引き渡した時点または役務提供が完了した時点で資産に対する支配が顧客に移転すると判断し、収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

その支出の効果の及ぶ期間（5年～20年）にわたって、定額法により償却しております。

⑦ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は849百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	739百万円
減損損失（のれんに係るもの）	2,062百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、超過収益力を前提としたのれんを計上しており、のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において定額法により償却しております。また、その資産性については、子会社等の業績や事業計画等を基に検討しております、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があります。

当連結会計年度において、一部の子会社において、のれん償却費計上後の営業損益が継続的にマイナスとなっている状況から減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った結果、のれんについて減損損失を計上しております。

(2) 販売用不動産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	1,673百万円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産は、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しており、正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除して算定しております。また、販売見込額については、市場の動向、類似不動産の取引事例や過去実績等を総合的に勘案しております。今後、不動産市況が悪化した場合、販売用不動産評価損の計上が必要になる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式（注）	3,544百万円
販売用不動産	574
計	4,119

（注）上記の関係会社株式は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されておりません。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	722百万円
長期借入金	121
計	843

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

597百万円

6. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都港区	事業用資産	建物付属設備 工具器具備品	103 13
東京都品川区他	事業用資産	建物付属設備 工具器具備品 ソフトウエア 敷金及び保証金	52 2 50 27
東京都港区他	店舗	建物付属設備 工具器具備品	117 14
東京都港区他	—	のれん	2,062

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的な事業収支の把握がなされる最小の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

事業用資産（東京都港区）については、当社において回収の可能性を検討した結果、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

事業用資産（東京都品川区他）については、連結子会社において将来の使用見込がなくなつたため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

店舗（東京都港区他）については、連結子会社において回収の可能性を検討した結果、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

のれんについては、株式取得時における事業計画を下回る実績となった子会社を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値としておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、使用価値を零としております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	59,887,595	—	—	59,887,595
合計	59,887,595	—	—	59,887,595
自己株式				
普通株式 (注)	6,214	2,476	—	8,690
合計	6,214	2,476	—	8,690

(注) 普通株式の自己株式の増加2,476株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、主にキャピタルゲインの獲得を目的として、投資事業を行っております。事業を行うための設備投資及び運転資金が必要な場合は、銀行借入により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券には流動性の乏しい未上場株式及び債券が含まれております。さらに、取得原価を上回る価額で売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性や投資資金を回収できない可能性があります。加えて、投資有価証券は、当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1ヵ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

短期借入金は主に運転資金、長期借入金は主にM&A等の投資資金を目的としており、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券のリスクについては、当該投資先企業の財務状況を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理は、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
営業投資有価証券	1,801	1,801	—
資産計	1,801	1,801	—
長期借入金（注）3	1,427	1,426	△1
負債計	1,427	1,426	△1

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、組合出資金等は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2025年9月30日)
営業投資有価証券（非上場株式）	10
営業投資有価証券（組合出資金等）	77
投資有価証券（非上場株式）	0
出資金（組合出資金等）	30

3. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,280	—	—	1,280
債券（社債）	—	520	—	520
資産計	1,280	520	—	1,801

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	—	1,426	—	1,426
負債計	—	1,426	—	1,426

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結計算書類計上額
	毎日の暮らし事業	ライフイベント事業	投資・インキュベーション事業	計		
売上高 顧客との契約から生じる収益 その他の収益	2,687	8,516	2,793	13,997	—	13,997
外部顧客への売上高	2,687	8,516	2,905	14,110	—	14,110

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,125百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,010
契約負債(期首残高)	1,198
契約負債(期末残高)	1,196

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,069百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	77百万円
1年超2年以内	24
2年超3年以内	0
3年超	—
合計	102

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 133円84銭
(2) 1株当たり当期純損失 39円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年11月14日開催の当社執行役会において、株式会社アトリエはるか（以下「アトリエはるか」といいます。）の株式を取得し、連結子会社化すること（以下「本株式取得」といいます。）を決議しました。

① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アトリエはるか

事業の内容 : ヘアメイク及びネイルサロンの運営、化粧品・化粧雑貨・装飾雑貨の販売、ヘアメイクアーティストの派遣、ドレスのレンタル及び販売、美容関連の教育及び研修の実施

ロ. 企業結合を行う主な理由

当社グループは、“「くふう」で暮らしにひらめきを”を経営理念とし、「毎日のからし」及び「ライフイベント」において、生活者であるユーザーにとっての利便性や豊かさを最優先に考え、情報格差の解消や利便性の高いサービスづくりに取り組むとともに、ユーザーの主体的な意思決定や行動につながる価値提供を目指しております。アトリエはるかは、「美しさのために、できること、ぜんぶ。」をビジョンに掲げ、ヘアメイクを主力とする美容サロン「アトリエはるか」を全国の駅ナカ・駅ビルを中心とした利便性の高い立地に68店舗展開し、年間70万人以上のお客様がご利用されています。今回、アトリエはるかが当社グループへ加わることで、当社グループが有するデジタル領域での開発力とアトリエはるかが有するリアル店舗網や専門性の高い美容サービス提供ノウハウを融合させることで、ユーザー体験の向上を図り、更なる事業成長を目指してまいります。

ハ. 企業結合日

2025年12月26日

ニ. 企業結合の法的形式

株式取得

ホ. 結合後企業の名称

株式会社アトリエはるか

ヘ. 取得する議決権比率

45.3%

(注) 議決権所有割合が50%未満ですが、支配力基準により連結子会社とする予定であります。

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び当社株式を対価として株式を取得することによるものです。

② 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 199百万円

当社株式 94

取得原価 294

③ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等 5百万円

④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

⑤ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

当社は、2025年11月14日開催の執行役会におきまして、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役、専門役員及び従業員並びに当社の完全子会社及び完全孫会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、下記の通り、新株予約権（以下、「本新株予約権」）を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して、公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

① 新株予約権の募集の目的

当社グループ全体で引き続きユーザーファーストを徹底し、さらなる業績拡大の実現に向け、株主の皆様との株主価値の共有を一層推進し、企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の執行役、専門役員及び従業員並びに当社の完全子会社及び完全孫会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約3.74%に相当します。本新株予約権は、あらかじめ規定する業績目標（2028年9月期から2030年9月期のいずれかの期において、本新株予約権の株式報酬費控除前の連結営業利益が50億円を超過）または時価総額（2029年1月1日から2031年12月31日までの間の特定の日において、特定の日を含む直前20営業日の時価総額の平均値が1,000億円を超過）の達成が行使条件とされており、2025年9月期の連結営業利益が約5億円、2025年9月30日時点の時価総額が約100億円である当社において、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の増大に資し、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。

② 新株予約権の発行要項

イ. 本新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニーホールディングス第10回新株予約権

ロ. 新株予約権の数

22,400個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかつた場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもつて発行する新株予約権の総数とする。

ハ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる執行役会決議日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金180円とする。ただし、以下の(a)及び(b)を条件とする。

(a) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、以下の(i)または(ii)を行う場合、行使価額をそれぞれに定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(i) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（株式交換による自己株式の移転の場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券または転換できる証券の転換の場合及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約

権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、行使価額調整式に使用する用語は以下の定義による。

ア. 「時価」とは、本項(b)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日目における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

イ. 「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

ウ. 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(b) 調整後行使価額を適用する日は、以下の(i)及び(ii)に定めるところによる。

(i) 本項(a) (i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないと、その効力発生日。）以後、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合であって、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書きに定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ii) 本項(a) (ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日。）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降。）、これを適用する。

本項(a) (i)及び(ii)に定める場合のほか、本新株予約権の割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行なうことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- ホ. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数（予定）
当社の執行役、専門役員及び従業員並びに当社の完全子会社及び完全孫会社の取締役、執行役員及び従業員 45名 22,400個
- ～. 申込期間
2025年11月17日から2025年12月12日まで
- ト. 新株予約権の払込金額
164円
- チ. 新株予約権の割当日
2025年12月16日
- リ. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2025年12月15日
- ヌ. 新株予約権の権利行使期間
2029年1月1日から2033年12月31日まで
- ル. 新株予約権の行使の条件
- (a) 各新株予約権者は、2028年9月期から2030年9月期のいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される、本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益が50億円を超えた場合、または2029年1月1日から2031年12月31日までの間の特定の日ににおいて、特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額の平均値が1,000億円を超えた場合、割当てられた本新株予約権の全部または一部を「新株予約権の権利行使期間」に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと執行役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において別途参照すべき適正な指標及び数値を執行役会または執行役会が委任した社内機関にて定める。
また当該時価総額は、次式によって算出される。
- 「時価総額」 = (当社の発行済普通株式総数 - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数) × 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
- (b) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時ににおいて、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、執行役、専門役員、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職その他正当な理由があると当社執行役会または当社執行役会が委任した社内機関が認めた場合はこの限りではない。
- (c) 本新株予約権の相続人による行使は認めない。ただし、当社執行役会または当社執行役会が委任した社内機関が認めた場合はこの限りではない。
- (d) 本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (e) 各本新株予約権の1個未満を行使することはできない。

- ヲ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ワ. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- エ. 新株予約権証券の発行に関する事項
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- ヨ. 新株予約権の取得の事由及び取得条件
- (a) 以下の議案につき当社株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には執行役会または執行役会が委任した社内機関の承認）がなされた場合は、当社は、当社執行役会または当社執行役会が委任した社内機関が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の払込金額と同額で本新株予約権を取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画の承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の承認の議案
 - (iv) 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更の承認の議案
 - (v) 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更の承認の議案
 - (vi) 普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生じる場合に限る。）の承認の議案
 - (vii) 当社の株主からの株式売渡請求（会社法第179条第1項に定める場合に限る。ただし、同条第2項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）の承認の議案
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権行使することができる条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (c) 新株予約権者が以下に該当する場合は、「新株予約権行使することができる期間」に定める行使期間満了前といえども、当社は当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき
 - (ii) 新株予約権者が当社、または当社の子会社もしくは関連会社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇されたとき
 - (iii) 新株予約権者が法令または当社、当社の子会社もしくは関連会社の社内規程に違反する重大な行為を行ったとき
 - (iv) 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき

タ. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編」という。）を行う場合であって、組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当社は新株予約権者に対し、当該契約書または計画書等の定めに従い、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する。

(a) 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(b) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(c) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(d) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(e) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

レ. 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、本新株予約権1個当たり164円とする。なお、当該金額は、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額（株価180円、権利行使価格180円、ボラティリティ39.46%、権利行使期間（2029年1月1日～2033年1月31日）、リスクフリーレート1.536%、配当率0%、市場リスクプレミアム9.2%、対市場 β 0.700、クレジットコスト5.44%等）を参考に、当該金額で決定したものである。

計算書類

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,156	流動負債	6,502
現金及び預金	1,817	短期借入金	1,480
売掛金	124	関係会社短期借入金	4,070
原材料及び貯蔵品	0	1年内返済予定期	541
営業投資有価証券	1,889	長期借入金	
前払費用	27	未 払 金	46
関係会社短期貸付金	1,456	未 払 費 用	318
その他の	88	未 払 法 人 税 等	3
貸倒引当金	△248	そ の 他	40
固定資産	13,687	固 定 負 債	3,001
有形固定資産	0	長 期 借 入 金	321
建物附属設備	0	関係会社長期借入金	2,396
工具、器具及び備品	0	繰延税金負債	6
無形固定資産	0	資産除去債務	64
商標権	0	関 係 会 社	
ソフトウェア	0	事 業 損 失 引 当 金	213
投資その他の資産	13,687	負 債 合 計	9,504
関係会社株式	13,466	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	106	株 主 資 本	9,661
その他の	114	資 本 金	30
資産合計	18,843	資 本 剰 余 金	10,022
		資 本 準 備 金	30
		そ の 他 資 本 剰 余 金	9,991
		利 益 剰 余 金	△388
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△388
		繰越利益剰余金	△388
		自 己 株 式	△2
		評価・換算差額等	△323
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△323
		新 株 予 約 権	1
		純 資 産 合 計	9,339
		負 債 純 資 産 合 計	18,843

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)

(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,349
売 上 原 価		61
売 上 総 利 益		1,287
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,311
當 業 損 失 (△)		△23
當 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
そ の 他	3	27
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	35	
支 払 手 数 料	1	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	248	285
經 常 損 失 (△)		△281
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	0
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 評 価 損	641	
減 損 損 失	117	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	213	971
稅 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,252
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	3	
法 人 稅 等 調 整 額	△31	△28
当 期 純 損 失 (△)		△1,224

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計		
	資本		剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金 合計				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金					
当期首残高	30	30	9,991	10,022	835	△1	10,886		
当期変動額									
当期純損失					△1,224		△1,224		
自己株式の取得						△0	△0		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,224	△0	△1,224		
当期末残高	30	30	9,991	10,022	△388	△2	9,661		

	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
当期首残高	30	1	10,919
当期変動額			
当期純損失			△1,224
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△354	△0	△354
当期変動額合計	△354	△0	△1,579
当期末残高	△323	1	9,339

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券(営業投資有価証券含む)

市場価格のない株式等

以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～20年

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

商標権 10年

ソフトウエア（自社利用分）

5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

債務超過となっている関係会社について、当社が負担することとなる損失見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社等からの経営支援料であります。経営支援料については、子会社等への契約内容に応じた支援業務を提供することが履行義務であり、当社が日々生じる業務を履行するにつれて子会社等が同時に便益を享受していることから、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されていると判断し、当該時点で収益および費用を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

・関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	13,466百万円
関係会社短期貸付金	1,456百万円
関係会社長期貸付金	106百万円
貸倒引当金	248百万円
関係会社事業損失引当金	213百万円
貸倒引当金繰入額	248百万円
関係会社事業損失引当金繰入額	213百万円
子会社株式評価損	641百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない非上場の関係会社株式については、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、子会社の業績や事業計画等を基に将来の収益性を検討しており、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、関係会社株式の減損処理を行う可能性があります。

また、関係会社への貸付金については関係会社の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。さらに関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が、債権の帳簿価額を超える場合には、親会社負担見込額について関係会社事業損失引当金を計上しております。関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の追加引当が必要となる可能性があります。

当事業年度において、市場価格のない一部の関係会社株式について、実質価額が取得価額に比べ著しく下落しており、財政状態及び経営成績の悪化を踏まえて、子会社株式評価損、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金を計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

39百万円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ゴールドエッグス	93百万円
計	93

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	162百万円
短期金銭債務	0

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収入	1,280百万円
営業費用	△125
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	21百万円
営業外費用	10

(2) 関係会社に対する貸倒引当金繰入額及び関係会社事業損失引当金繰入額

連結子会社である株式会社ゴールドエッグスに対する貸倒引当金繰入額248百万円を営業外費用、関係会社事業損失引当金繰入額213百万円を特別損失に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,214	2,476	—	8,690
合計	6,214	2,476	—	8,690

(注) 普通株式の自己株式の増加2,476株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	87百万円
資産除去債務	22
未払費用	3
投資有価証券評価損	12
関係会社株式	231
関係会社事業損失引当金	75
固定資産減損損失	22
繰越欠損金	136
その他有価証券評価差額金	118
その他	3
繰延税金資産小計	715
評価性引当額	△715
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
資産除去債務	△0
その他有価証券評価差額金	△6
繰延税金負債合計	△6
繰延税金資産の純額	△6

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社くふうカンパニー	所有直接100.0	資金取引(CMS) 資金の貸付 役員の兼任 設備の賃貸借	資金の借入 資金の貸付 (注) 1	2,320 192	関係会社 短期借入金 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	2,321 16 106
子会社	株式会社ロコガイド(注) 4	所有直接100.0	資金取引(CMS) 役員の兼任 設備の賃貸借	資金の借入 (注) 1	2,610	関係会社 短期借入金	—
子会社	株式会社くふう住まい	所有直接100.0	資金取引(CMS) 資金の貸付 設備の賃貸借	資金の借入 資金の貸付 利息の受取 (注) 1	206 1,078 10	関係会社 短期借入金 関係会社 短期貸付金 未収入金	0 864 —
子会社	株式会社くふう住まいコンサルティング	所有間接100.0	資金取引(CMS) 役員の兼任 設備の賃貸借	資金の借入 (注) 1 経営支援料 (注) 2	1,192 405	関係会社 短期借入金 売掛金	1,201 40

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社くふうウェディング	所有直接100.0	資金取引(CMS) 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	2,965	関係会社 短期借入金 関係会社 長期借入金	548
				経営支援料 (注) 2	145	売掛金	13
				債務被保証 (注) 3	463	—	—
子会社	株式会社Seven Signatures International	所有直接100.0	資金取引(CMS) 資金の貸付 設備の賃貸借	資金の貸付 利息の受取 (注) 1	166 5	関係会社 短期貸付金 未収入金	190 —
子会社	株式会社ゴールドエッグス	所有直接100.0	資金の貸付 役員の兼任 設備の賃貸借	資金の貸付 (注) 1	211	関係会社 短期貸付金	248

- (注) 1. 当社は、CMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における平均残高を記載しており、CMS以外の借入及び貸付による取引額は総額を記載しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
2. 経営支援料については、一般的な取引条件を参考に決定しております。
3. 当社の銀行借入に対し、株式会社くふうカンパニー、株式会社くふう住まい及び株式会社くふうウェディングより債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. 株式会社ロコガイドは、2025年1月1日付で株式会社くふうAIスタジオ（現株式会社くふうカンパニー）に吸収合併しております。
5. 当社の銀行借入に対し、株式会社くふう住まいより担保提供を受けております。なお、担保提供料の支払いは行っておりません。
6. 連結子会社である株式会社ゴールドエッグスへの短期貸付金に対し、貸倒引当金248百万円及び貸倒引当金繰入額248百万円、債務超過額に対し、関係会社事業損失引当金213百万円及び関係会社事業損失引当金繰入額213百万円を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 155円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 20円45銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 取得による企業結合

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (2) 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社くふうカンパニーホールディングス

取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 茂
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 下 幹 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くふうカンパニーホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2025年11月14日開催の執行役会において、株式会社アトリエはるかの株式を取得し、子会社化することを決議している。
- 重要な後発事象（募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行）に記載されているとおり、会社は、2025年11月14日開催の取締役会において、新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上